

こんな方はご注意ください！

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

◆風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている

(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

◆強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ 高齢者、妊婦や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程続く場合

電話相談窓口

新型コロナウイルス感染症に関する相談、感染予防に関すること、心配な症状が出たときの対応などは次の窓口にご相談ください。

- ・ 古河保健所(帰国者・接触者相談センター)
☎0280(32)3021 9時00分～17時00分(月～金)
- ・ 茨城県庁
☎029(301)3200 24時間(土日・祝日含む)
- ・ 厚生労働省
☎(0120)565653 9時00分～21時00分(土日・祝日含む)

※新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口一覧はこちら ▶



感染症対策

自分のため、みんなのため、そして大切な人のため。私たち一人ひとりが、できることをしっかりやっていく。それが私たちの未来を作ります。

不要不急の 外出をひかえる

やむを得ず外出する場合には、マスクを着用しましょう。

3つの密を避ける



咳エチケット

咳エチケット(咳やくしゃみをする際、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえること)や手洗いを行いましょう。

新型コロナ感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項

ご本人は外出を避け、ご家族、同居されている方も熱を測るなど、健康観察をし、不要不急の外出は避け、特に咳や発熱などの症状があるときには、職場などに行かないでください。

感染症予防に関する寄附・寄贈

4月末までに寄附金6件(160万円)、マスク8件(22,685枚)、消毒液等2件の寄附・寄贈をいただいています。ご支援ありがとうございました。

5月6日まで、不要不急の外出自粛のご協力ありがとうございます

4月16日、これまで7都府県に発令されていた『緊急事態宣言』が、全国を対象に拡大されました。さらに茨城県は、「特定警戒都道府県」に指定され、新型コロナウイルスの爆発的な感染を防ぐため、一層の危機感を持った生活を強いられています。

坂東市内でも感染者が初めて確認され、県では、濃厚接触者の把握を含めた積極的疫学調査を行っております。また、県内の感染者においても日ごとに増加し、今後も更なる感染拡大や医療崩壊が懸念されている状況です。引き続き、自由が制限された生活をお願いすることになり、大変ご不便をおかけしておりますが、自らが感染を負うリスクがあること、そして、感染を拡大させる可能性があることを意識し、市民一丸となってこの難局を乗り越えていきましょう。なお、市内経済対策や市民の皆様への衛生用品の配布など、市がこれまで準備してまいりました新たな対策について、市議会のご理解のもと、予算の確保をいたしました。

今後も新型コロナウイルス感染症予防に対し、情報発信してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

坂東市長 木村 敏文

掲載している情報は4月27日時点のものです。最新情報は市ホームページでご確認をお願いいたします。

発行日：2020年5月7日



発行／坂東市 編集／秘書広報課
〒306-0692 茨城県坂東市岩井4365番地 ☎0297(35)2121／0280(88)0111
ホームページアドレス <http://www.city.bando.lg.jp/>

